

提供条件

- 電気供給サービス提供者
 - 電気供給サービス提供者：兵庫電力株式会社(小売電気事業者登録：A0447)
- 電気供給サービス対象者
 - 以下、すべての条件を満たすお客さまが対象となります。
 - 契約電力50kW未満の低圧契約であること
 - 九州電力管内での電気供給エリア内ですでに電力供給を受けていること
 - 兵庫電力電気需給約款に承諾いただけること
- 電気料金
 - 電気契約者が契約に基づき支払う料金は、最低料金(ファミリー電灯B)、基本料金(ビジネス電灯C/低圧電力D)、電力量料金、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

《電気料金》

・ファミリー電灯B (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金	30A	1契約	891.00
	40A		1188.00
	50A		1485.00
	60A		1782.00
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.46
	120kWh超過200kWhまで	第2段階	23.06
	200kWh超過300kWhまで	第3段階	22.36
	300kWh超過分	第4段階	23.44

・ビジネス電灯C (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kVA	282.15
電力量料金	最初の120kWhまで	第1段階	17.28
	120kWh超過300kWhまで	第2段階	22.36
	300kWh超過分	第3段階	24.75

・低圧電力D (円、税込)

区分		単位	料金単価
基本料金		1kW	961.40
電力量料金	夏季	1kWh	17.12
	その他季		15.43

※実際の請求額には九州電力にて毎月単価が変動する燃料費調整額及び経済産業省資源エネルギー庁にて発表される毎年単価が変更となる再生可能エネルギー発電促進賦課金が含まれます。

(税込)

電気ご使用量等のお知らせ (WEB)	無料
電気ご使用量等のお知らせ	330円

※発行手数料は毎月の電気料金に合算して請求いたします。

※各プラン毎

(4) 契約期間

- 契約期間は原則として2年といたします。
- また契約期間満了後は原則2年または3年毎に同一条件にて需給契約を自動更新するものとします。(プランによって契約期間が異なります)

(5) 解約違約金

- 最低利用期間は通常供給開始日から2年とし、最低利用期間内での変更又は解約に対し、解約金が発生します。(更新期間を除く)

解約違約金 (不課税)	9,800円
-------------	--------

※上記解約違約金は、残余期間に関わらず一律の料金といたします。

※各プラン毎

事務手数料等

(1) 事務手数料

- 初回契約時のみ初回事務手数料、3,300円(税込)を申し受けます。初回の電気料金に合算してご請求させていただきます。

※各プラン毎

供給開始時期

- お申込みいただきまして、記録型計量器(以下「スマートメーター」)の取り替え等が完了した後の最初の検針日が供給開始予定日となります。送配電事業者の委託工事会社がスマートメーターに取り替えにお伺いいたします。ご契約内容によってはお立合いや一時停電を伴うこともございますので、ご了承ください。(費用はかかりません)

電気料金の算定

(1) 電気料金の算定期間

- 一般送配電事業者の定める前月検針日から当月検針日前日までの期間といたします。但し、電気の供給を開始した場合の電気料金の算定期間は開始日から直後の検針日前日までの期間とし、需給契約が終了した場合の電気料金の算定期間は、検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じる可能性がある場合、算定期間が変更となることがございますので、予めご了承ください。

(2) 使用電力量の算定

- 使用電力量の計量は一般送配電事業者により設置された計量器により行います。
- 計量器の故障等により月間の使用量を把握できなかった場合、計量ができなかった期間については、過去使用電力量平均値をもとに算定いたします。

お支払い

(1) 支払い方法

- お支払い方法は、コンビニ払いまたはご契約者さま名義の口座振替またはクレジットカードとなります。尚、初回はコンビニ払いとします。

(2) お支払い期日

- 支払期日が休祝日の場合にはその直後の営業日を支払期日といたします。

(3) 請求額のインターネットでの確認

- 毎月の電気料金と使用量は当社インターネット上のマイページでご確認いただけます。

(4) 請求書発行手数料

- 請求書の郵送をご希望のお客様は「請求書発行手数料330円(税込)」が別途必要となります。

(5) 請求の遅延

- 送配電事業者からの検針値の通知が遅延する等により料金請求に遅れが生じた場合は、コンビニ払いの払込票を発行する場合がございますので予めご了承ください。

(6) 延滞利息の請求

- 契約者が料金その他債務について、支払期日を経過してもなおお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について、年14.5%の割合を乗じて算定した金額といたします。また延滞通知手数料「330円(税込)各プラン毎」を合算して請求させていただいております。

(7) 解約

- お客さまが次のいずれかに該当する場合には、解約の15日前を目安に通知し、電気需給契約を解除することがあります。
- お客さまが料金の支払期日を過ぎてもお支払されない場合
- この条件書によって支払を要することとなった料金以外の債務(延滞利息、延滞通知手数料等、その他この約款から生ずる金銭債務)を支払わない場合、電気需給契約を解除した日が、最低利用期間に満たない場合は解約違約金が発生します。

解約・変更手続きについて

(1) 解約・変更の受付

- お客さまが解約・変更を希望される場合は、当社ホームページまたはフリーコールまでお知らせください。

(2) 変更内容のお知らせ

- 変更事項等を書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。

お申込み方法

- 地域でんきの電気供給サービスにお申込みされる場合は、電気供給約款に承諾のうえ、当社インターネットまたは所定のお申込み用紙に必要事項をご記入いただきお申し込みください。ご郵送でのお申込みの場合は、兵庫電力株式会社内「地域でんき」申込受付係(〒541-0054 大阪府中央区南本町2-1-3セントピア堺筋本町ビル5階)宛にご郵送ください。

- お申込みの際に、お客さまが契約されている小売電気事業者への解約手続きは当社にて代行いたします。旧小売電気事業者が解約を承諾することにより、当社との契約手続きを進めることが可能となります。

個人情報の利用目的について

- お客様の個人情報は当社プライバシーポリシーに従い取り扱わせていただきます。
- 契約手続き、電力供給サービスに必要な範囲で送配電事業者、広域の運用推進機関他小売電気事業者との間で共同利用いたします。

お問い合わせ窓口

- ・フリーコール 0800-222-1001(平日9:00~18:00)
- ・メールでのお問い合わせは、info@hyogo-epco.jpまでお願いいたします。
- ・FAXをご利用の場合は、078-600-2647までお願いいたします。

その他

- ・供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとし、周波数は標準周波数60ヘルツといたします。
- ・電気供給サービスに必要な設備の設置や電気品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款における遵守すべき事項について承諾していただきます。
- ・旧小売電気事業者との契約解除に際し、ポイント失効や解約金発生等、お客様の不利益が発生する可能性があります。
- ・送配電事業者、当社、その他業務委託先等が必要と判断した場合は、お客様の電気使用場所に立ち入らせていただく場合がございます。この際、事前に承諾を得ますが、正当な理由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

※本書面とウェブサイトを必ずご確認ください。
電気需給約款については、下記サイト掲載の内容を必ずご確認ください。
<http://hyogo-epco.jp/agreement/>

契約解消(クーリング・オフ)に関する事項

当契約が「特定商取引に関する法律」の適用を受ける場合で、お客様が契約解消(クーリング・オフ)を行おうとする場合には、下記内容を十分お読みください。

- ①当社からの勧誘を受け、本申込書により契約を締結した日(その日の前に同法第4条または第18条の書面を受領した場合にあたっては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または解除を行うことができます。
- ②①に記載した事項にかかわらず、お客様が、同社が同法第6条第1項もしくは第21条第1項の規定に違反して契約の申込みの撤回もしくは契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が同法第6条第3項もしくは第21条第3項の規定に違反して脅迫したことより困惑し、これらによって当該契約の申込みの撤回もしくは契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した同法第9条第1項ただし書または第24条第1項ただし書に定める書面を契約者等が受領した日から起算して8日を経過するまでは、お客様は、書面により当該契約の申込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
- ③契約の申込みの撤回または契約の解除は、当該契約の申込書の撤回または契約の解除に係る書面を発した時に、その効力を生じます。
- ④契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合においては、当社は、その契約の申込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合には、既に契約にもつき電気が提供されたときにおいても、当該電気に係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- ⑥契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その金額を返却いたします。
- ⑦契約の申込みの撤回または契約の解除があった場合において、契約に係る電気の提供に伴いお客様等(同法第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいう)の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

【書面送付先】

兵庫電力株式会社
申込受付係(〒541-0054 大阪市中央区南本町2-1-3 セントピア堺筋本町ビル5階)
宛て

【注意事項】

切換日以降に契約解除(クーリング・オフ)をされると、電気が使えなくなりますので、契約解除の申請にあたっては、あらかじめ新たな電気の契約を締結してください。

※記載価格は、消費税10%に基づく金額です。消費税の変更に伴い金額が変更となる場合がございます。
※記載内容は令和元年10月1日時点のものであり、当社ホームページへの掲示をもって変更のお知らせとさせていただきます。

上記の事項は「電気事業法」に基づいて提示しております。同法にて定められている契約締結前後の書面交付については、本書面及び当社ホームページへの電気需給約款の掲載にて提供いたします。ご利用にあたり重要な事項ですので、十分ご理解いただきますようお願いいたします。